

強い農業・担い手づくり 総合支援交付金

産地基幹施設等支援タイプ[○]

交付率
1/2以内

対象
整備事業

1 趣旨

消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる集出荷施設等の産地の基幹施設の整備を支援します。



2 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者の組織する団体）、公社等です。

令和3年4月

農林水産省

3 事業実施までの流れ



4 事業内容

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組(→以下の③参照)に必要な施設(→以下の④参照)の整備・再編を支援します。

1 採択要件

主な採択要件は次のとおりです(取組によって異なります)。

- 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上であること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 面積要件等を満たしていること
- 受益地の全て(受益地が広域に及ぶ場合は概ねとする)において、実質化された人・農地プランが策定(工程表作成もみなす)されていること(産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場等は除く)
- 目標年度までに受益者の一定割合が国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施等に取り組むこと
- 産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること

2 交付率

都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等の補助率となります。)

3 取組メニュー

産地収益力の強化に向けた総合的推進

①土地利用型作物(稲、麦、豆類) ②畑作物、地域特産物(いも類、甘味資源作物、茶、そば等) ③果樹 ④野菜 ⑤花き ⑥畜産周辺環境影響低減 ⑦畜産生産基盤育成強化 ⑧飼料増産 ⑨家畜改良増殖 ⑩食肉等流通体制整備 ⑪国産原材料サプライチェーン構築 ⑫農畜産物輸出に向けた体制整備 ⑬スマート農業実践施設の整備 ⑭環境保全の取組 ⑮有機農業 ⑯土づくり(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復) ⑰畜産副産物の肥飼料利用

産地合理化の促進

- ①穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用
- ②集出荷貯蔵施設等再編利用
- ③農産物処理加工施設等再編利用
- ④食肉等流通体制再編整備
- ⑤国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化
- ⑥乳業再編等整備

4 対象施設

- 耕種作物小規模土地基盤整備
ほ場整備、園地改良、優良品種系統等への改植・高接、暗きよ施工、土壌土層改良
- 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
飼料作物作付条件整備、放牧利用条件整備、水田飼料作物作付条件整備
- 耕種作物産地基幹施設整備
育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、用土等供給施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設、油糧作物処理加工施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設
- 畜産物産地基幹施設整備
畜産物処理加工施設、家畜市場、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設、家畜改良増殖関連施設、畜産周辺環境影響低減施設、畜産副産物肥飼料利用施設
- 農業廃棄物処理施設整備

5 ポイント制度と配分方法

- 1 事業実施主体は、単収の向上や生産コストの低減といった産地として取り組む目標に沿って、成果目標を2つ設定します。成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度として設定します。
- 2 単収の向上や生産コストの低減といった産地の成果目標(取組)をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を選定し、都道府県に配分対象の国費要望額を一括で交付します。
- 3 成果目標は、一つの目標で先進的な取組を行っている産地であっても、別の目標で高いポイントを取得することが可能です。

1 成果目標に基づくポイント

【ポイントの例（1つの目標につき15点満点）】

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。
	15%以上……………10ポイント	62.0%以上……………5ポイント
	12%以上……………8ポイント	47.3%以上……………4ポイント
	9%以上……………6ポイント	32.5%以上……………3ポイント
	6%以上……………4ポイント	17.8%以上……………2ポイント
	3%以上……………2ポイント	3.0%以上……………1ポイント

※ 実施主体は2つの目標を選択(30点満点)。このほか、担い手加算(→P5の②参照)、都道府県加算、優先枠加算(→P6の③参照)などのポイント加算あり。(最高37点)

【成果目標の選択の例】

野菜の集出荷施設を導入する場合、以下の8つの成果目標から2つを選択。

① 「秀品」等の上位規格品の割合増加

⑤ 契約取引の割合増加

② ブランド野菜の割合増加

⑥ 加工・業務用向け割合の増加

③ 生産コスト又は流通コストの縮減

⑦ 海外向け割合の増加

④ 労働時間の縮減

⑧ 販売額の増加

2 担い手の育成・確保の取組へのポイント加算

産地の持続・発展性の確保に向け、担い手の育成・確保の取組をポイント加算することにより積極的に支援します。

1 担い手加算ポイント

事業利用者や事業の受益面積の全て又は一定割合が担い手等である場合、3ポイントを加算します。

2 農地中間管理機構との連携強化加算ポイント

農地中間管理機構による担い手への農地集積と連動した施設整備を行う場合に、事業申請時に3ポイントを加算します。

担い手加算ポイントとは・・・

担い手の育成・確保と連携した施設整備を推進するため、次の要件を満たす場合に事業申請時に3ポイントを加算します。

- ① 農業者のみが事業実施主体となる場合、事業参加者の全員が実質化された人・農地プランの「中心経営体」又は担い手である場合
- ② JA、市町村など農業者以外を含む事業実施主体の場合、事業の受益面積の7割以上が担い手のものである場合 等

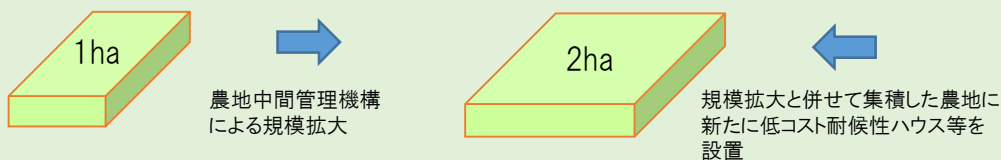
農地中間管理機構との連携強化ポイントとは・・・

直近1年(事業実施の前年1月から12月までの間をいう。)の「施設の受益者における規模拡大面積」に対する「農地中間管理機構による担い手への新規集積面積」の占める割合が5割以上の場合に、事業申請時に3ポイントを加算します。

(判定方法)

$$\frac{\text{施設の受益者(担い手)の農作物作付における機構新規集積面積の計}}{\text{施設の受益者の農作物作付の規模拡大面積の計}} \geq 5割$$

パターン① 農地中間管理機構を通じて集積した農地にハウスを整備する場合



パターン② 農地中間管理機構を通じて規模拡大が図られたことにより、新たに集出荷施設等を整備する場合



3 優先枠に対するポイント加算

「攻めの農業」を実現するため、以下の取組に優先枠を設置することにより積極的に支援します。

1 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設の再編合理化(→以下のア参照)を支援します。

2 重点政策推進の取組

水田農業の高収益化(→P7のイ参照)に向けた体制整備の取組、スマート農業実践施設(→P7のウ参照)の整備、農福連携の取組(→P8のエ参照)、有機農業の取組(→P8のオ参照)、土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり(→P8のカ参照)及び被災農地の地力回復(→P8のキ参照)の整備を支援します。

3 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備

中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備(→P9のク参照)を支援します。

5ポイント加算

(各メニューにおいて定める要件を全て満たす場合)

ア 再編合理化とは・・・

既存施設について、知事から承認を受けた再編利用計画等に沿って、効率的な施設利用や運営コストの低減等の目的を達成するために行う新設、改修、増設、更新

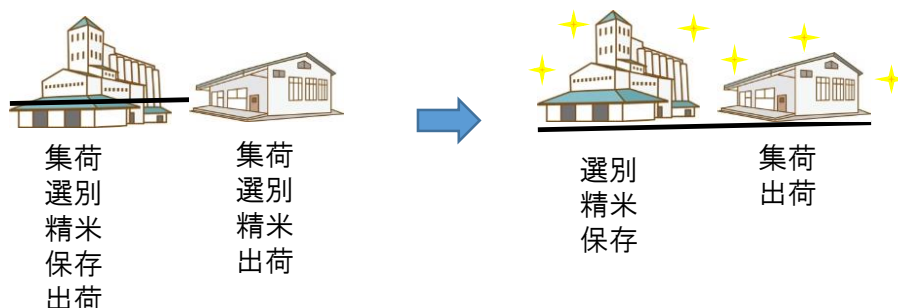
パターン① 複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置



パターン② 複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設を増設・更新・改修等して効率化



パターン③ 複数の既存施設の役割を見直し、増設・更新・改修等して効率化



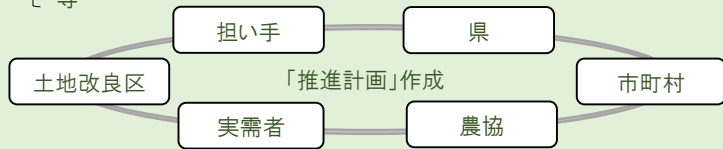
イ 水田農業の高収益化とは・・・

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づいて、水田での高収益作物（野菜、果樹等）や子実用とうもろこしの導入に取り組む産地における施設の整備を支援

水田農業高収益化推進計画

【記載内容】

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区等



強い農業・担い手づくり総合支援交付金以外での支援 (計画に基づき一体的に支援)

生産基盤の整備(畑地化・汎用化等)

経営転換のインセンティブ付与(高収益作物の新たな導入面積に応じて支援等)

栽培技術の実証、機械(収穫機など)等の導入支援

優先枠を設けて関連する施設整備を支援

強い農業・担い手づくり 総合支援交付金

【施設整備の例】



集出荷貯蔵施設



選果施設



低コスト対応性ハウス

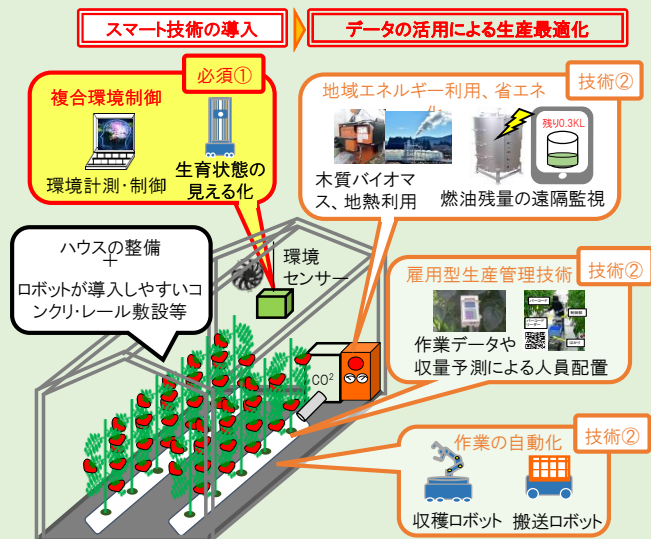
ウ スマート農業実践施設とは・・・

【園芸】

野菜、花き及び果樹を対象として、複合環境制御(必須)に加え、作業の自動化、省エネ化、雇用型生産管理等の技術を導入し、生産性の飛躍的向上を実現する施設

優先枠を設けて関連する施設整備を支援

【導入イメージ】



【畜産】

酪農・畜産を対象として、データを活用して生産性の向上や省力化を図るICTやロボット技術等のスマート技術の導入と、スマート技術を有効に活用するために必要となる施設の整備を一体的に支援(得られたデータは畜産クラウドに提供)

優先枠を設けて関連する施設整備を支援

【導入イメージ】

スマート技術の連携による生産システム向上

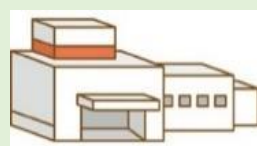


エ 農福連携の取組とは・・・

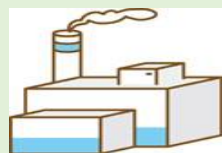
農福連携の取組（農業法人や農業者団体等が障害者を雇用し、または、障害者就労施設への農作業委託し、農業生産や農産物加工に取り組むこと）を通じ、産地の収益力強化を図る取組に必要な施設の整備を支援

優先枠を設けて関連する施設整備を支援

【施設整備の例】



集出荷施設



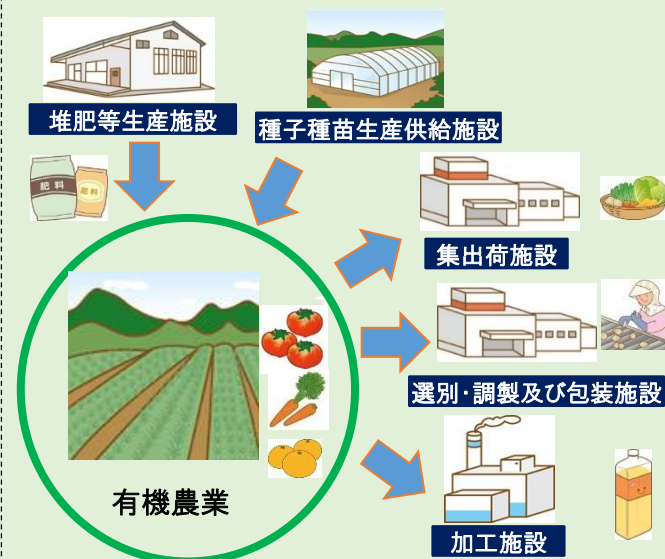
処理加工施設



オ 有機農業の取組とは・・・

有機JAS認証を取得した農産物及びその加工食品の安定供給体制の構築を通じて、有機農業の拡大を推進するために必要な施設の整備を支援。

優先枠を設けて関連する施設整備を支援



カ 土づくりの取組とは・・・ （科学的データに基づく土づくり）

土壌状態の改善が喫緊の課題となっている地域において、取組推進計画に基づく土づくりに必要な土壌診断施設や堆肥等生産施設などの整備を支援

キャベツが大きくならず
収量が上がりません。



まず、土壌診断をしてみましょう。

土壌中の腐植が少なく、
土壌が養分を保持できなくなっ
てしまっていることが原因でしょう。

堆肥を入れたほうが良いですよ！

【記載内容】

- 1 土づくりによる作物の収量・品質の向上目標
- 2 目標を踏まえた当該地域の土づくりの取組推進方針
- 3 土壌診断の実施体制の強化に向けた土づくりの指導ができる者の育成・確保方針

土づくりの
取組推進計画

優先枠を設けて関連する施設整備を支援

土壌診断施設



堆肥等生産施設



キ 土づくりの取組とは・・・ （被災農地の地力回復）

災害復旧事業等により客土等を行い復旧した農地において、生産力回復に向けた土壌土層改良の取組を支援



農地の復旧は終わり、
営農を再開できたが、
地力がなかなか
元に戻らないなあ…。

優先枠を設けて被災農地の地力回復を支援



土壌土層改良

・浅層排水

・心土肥培

・心土破碎

など

ク 中山間地域の競争力強化とは・・・

- ① 中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援
- ② 知事が中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合は、面積要件の撤廃及び上限事業費の拡充(1.3倍)をすることが可能

中山間地農業ルネッサンス事業

国の中山間地農業振興指針(平成29年3月1日施行)に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき、支援事業の優先採択等を実施

中山間地農業
ルネッサンス事業
地域別農業振興計画

【記載内容】

- 1 地域の概要
- 2 現状と課題
- 3 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針
- 4 推進体制
- 5 実施事業



優先枠を設けて関連する施設整備を支援

支援事業 (うち強い農業・担い手づくり 総合支援交付金)

【施設整備の例】



低コスト耐候性ハウス



穀類乾燥調製施設
(ライスセンター)

6 対策の評価

成果目標の達成状況の評価

- ① 事業実施主体は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を都道府県に報告します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県に報告します。
- ② 都道府県は、目標の達成状況を点検し、必要に応じて指導・助言等を行います。



成果目標の達成
状況を評価



事業の通知等

各種通知・様式などは、農林水産省Webサイトでご覧いただけます。



強い農業・担い手づくり総合支援交付金

検索



http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html

お問い合わせ・申し込み先一覧

北海道農政事務所

生産経営産業部生産支援課 担当:地域指導官

☎ 011-330-8807

🌐 www.maff.go.jp/hokkaido/



東北農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 022-221-6179

関東農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 048-740-0407

北陸農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 076-232-4302

東海農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 052-223-4622

近畿農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 075-414-9020

中国四国農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 086-224-9411

九州農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 096-211-9111(内線4440)

地方農政局Webサイト一覧

www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html



内閣府沖縄総合事務局

農林水産部生産振興課担当:課長補佐(農産)

☎ 098-866-1653

🌐 www.ogb.go.jp/nousui/



農林水産省 生産局総務課生産推進室

担当:企画調整班、事業推進班

☎ 03-3502-5945